

第 41 号議案 平成 29 年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

第 47 号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

平成 29 年 2 月 16 日に区民より高齢者福祉への進展のためにと寄贈を受けた寄附金について、「矢部久子高齢者用社会福祉基金」として基金形成を図るため、条例の一部改正を行うとともに財政措置を図る。

1. 基金の内容・目的

- (1) 内 容 矢部久子高齢者用社会福祉基金 10,000,000 円
- (2) 目 的 高齢者福祉の進展のため
- (3) 寄 附 者 矢部久子様のご遺族
- (4) 寄附受領日 平成 29 年 2 月 16 日

2. 基金設置の根拠

地方自治法第 241 条第 1 項

3. 条例の一部改正

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

新旧対照表は次ページのとおり

施行日 公布の日

4. 財源措置等

【歳出】社会福祉基金積立金として平成 29 年度 7 月補正予算で計上

(第 41 号議案 平成 29 年度一般会計補正予算)

※基金運用は、平成 29 年度一般会計補正予算議決後に行う。

新旧対照表

○品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

新	旧
品川区社会福祉基金条例	品川区社会福祉基金条例
昭和52年8月1日 条例第23号	昭和52年8月1日 条例第23号
<p>改正 昭和60年3月15日条例第2号 昭和61年3月13日条例第3号 平成2年7月6日条例第28号 平成8年3月12日条例第1号 平成9年3月18日条例第1号 平成9年10月31日条例第31号 平成10年3月11日条例第1号 平成16年10月25日条例第29号 平成23年3月31日条例第10号 平成29年3月31日条例第22号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の名称、目的および額)</p> <p>第2条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の目的を達成するための経費に充当する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和60年3月15日条例第2号）</p>	<p>改正 昭和60年3月15日条例第2号 昭和61年3月13日条例第3号 平成2年7月6日条例第28号 平成8年3月12日条例第1号 平成9年3月18日条例第1号 平成9年10月31日条例第31号 平成10年3月11日条例第1号 平成16年10月25日条例第29号 平成23年3月31日条例第10号 平成29年3月31日条例第22号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の名称、目的および額)</p> <p>第2条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の目的を達成するための経費に充当する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和60年3月15日条例第2号）</p>

新	旧																																				
<p>この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和61年 3 月13日条例第 3 号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成 2 年 7 月 6 日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成 8 年 3 月12日条例第 1 号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成 9 年 3 月18日条例第 1 号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成 9 年10月31日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成10年 3 月11日条例第 1 号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成16年10月25日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成23年 3 月31日条例第10号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成29年 3 月31日条例第22号） この条例は、公布の日から施行する。 <u>付 則（平成29年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>基金の目的</th> <th>基金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武田みつ社会福祉基金</td> <td rowspan="8">区が行う社会福祉事業の費用に充てる。</td> <td>10, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>富永スミ子社会福祉基金</td> <td>10, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>越村いち社会福祉基金</td> <td>5, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>村田富高社会福祉基金</td> <td>5, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金</td> <td>200, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>障害者用善意社会福祉基金</td> <td>10, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>石原ふみ障害者用社会福祉基金</td> <td>684, 824, 026円</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	基金の目的	基金の額	武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10, 000, 000円	富永スミ子社会福祉基金	10, 000, 000円	越村いち社会福祉基金	5, 000, 000円	村田富高社会福祉基金	5, 000, 000円	城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金	200, 000, 000円	障害者用善意社会福祉基金	10, 000, 000円	石原ふみ障害者用社会福祉基金	684, 824, 026円	<p>この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和61年 3 月13日条例第 3 号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成 2 年 7 月 6 日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成 8 年 3 月12日条例第 1 号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成 9 年 3 月18日条例第 1 号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成 9 年10月31日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成10年 3 月11日条例第 1 号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成16年10月25日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成23年 3 月31日条例第10号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成29年 3 月31日条例第22号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>基金の目的</th> <th>基金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武田みつ社会福祉基金</td> <td rowspan="8">区が行う社会福祉事業の費用に充てる。</td> <td>10, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>富永スミ子社会福祉基金</td> <td>10, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>越村いち社会福祉基金</td> <td>5, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>村田富高社会福祉基金</td> <td>5, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金</td> <td>200, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>障害者用善意社会福祉基金</td> <td>10, 000, 000円</td> </tr> <tr> <td>石原ふみ障害者用社会福祉基金</td> <td>684, 824, 026円</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	基金の目的	基金の額	武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10, 000, 000円	富永スミ子社会福祉基金	10, 000, 000円	越村いち社会福祉基金	5, 000, 000円	村田富高社会福祉基金	5, 000, 000円	城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金	200, 000, 000円	障害者用善意社会福祉基金	10, 000, 000円	石原ふみ障害者用社会福祉基金	684, 824, 026円
基金の名称	基金の目的	基金の額																																			
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10, 000, 000円																																			
富永スミ子社会福祉基金		10, 000, 000円																																			
越村いち社会福祉基金		5, 000, 000円																																			
村田富高社会福祉基金		5, 000, 000円																																			
城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200, 000, 000円																																			
障害者用善意社会福祉基金		10, 000, 000円																																			
石原ふみ障害者用社会福祉基金		684, 824, 026円																																			
基金の名称		基金の目的	基金の額																																		
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10, 000, 000円																																			
富永スミ子社会福祉基金		10, 000, 000円																																			
越村いち社会福祉基金		5, 000, 000円																																			
村田富高社会福祉基金		5, 000, 000円																																			
城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200, 000, 000円																																			
障害者用善意社会福祉基金		10, 000, 000円																																			
石原ふみ障害者用社会福祉基金		684, 824, 026円																																			

新			旧		
安田リウ障害者用社会福祉基金		10,000,000円	安田リウ障害者用社会福祉基金		10,000,000円
佐藤ユキ子障害者用社会福祉基金		8,000,000円	佐藤ユキ子障害者用社会福祉基金		8,000,000円
高田右多子障害者用社会福祉基金		81,004,473円から第5条の規定により処分した額を減じた額	高田右多子障害者用社会福祉基金		81,004,473円から第5条の規定により処分した額を減じた額
<u>矢部久子高齢者用社会福祉基金</u>		<u>10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額</u>			
<p>本表…全部改正〔昭和61年条例3号〕、一部改正〔平成2年条例28号・8年1号・9年1号・31号・10年1号・16年29号・23年10号・29年22号〕</p>			<p>本表…全部改正〔昭和61年条例3号〕、一部改正〔平成2年条例28号・8年1号・9年1号・31号・10年1号・16年29号・23年10号・29年22号〕</p>		